

条例の点検・見直しシート

条例の題名		作成年月日	
三重県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例		平成24年6月25日	
条例番号		公布日	
昭和57年三重県条例第30号		昭和57年12月24日	
所管部局課		直近改正日	
地域連携部市町行財政課		平成17年10月21日	
条例の概要		電話番号	
公職選挙法第144条の2第8項及び第9項の規定に基づき、三重県議会議員の選挙における同法第143条第1項第5号のポスターの掲示場の設置について定めるものである。		059-224-2172	
条例の概要		条例の 類型	委任型
		委任型	
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	県議会議員の選挙の候補者の選挙運動用ポスターを集約して掲示することにより、街の美観を損なわないこと、選挙人にも候補者情報が一括して提供できることなどの効果があり、ポスター掲示場の設置は必要である。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	公職選挙法第144条の2第8項及び第9項の規定により、条例での規定が必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	県議会議員の選挙の際に掲示されるポスターについては、当該条例を根拠に設置される掲示場に掲示されている。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	公職選挙法第144条の2第8項及び第9項の規定により、条例での規定が必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	公職選挙法第144条の2第8項及び第9項
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	50001 適正な選挙の管理執行
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	公職選挙法第144条の2第8項及び第9項の規定に基づき、必要な事項を条例で定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合には支障がある。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	国政選挙、知事選挙については、公職選挙法において規定されている。
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	条例に基づいて設置されるポスター掲示場により、全ての選挙人に対し、候補者の情報を提供することができる。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	ポスター掲示場の設置に係る事務については、公職選挙法で規定されている国政選挙や知事選挙と同様、市町選挙管理委員会の事務と規定している。
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	
点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項	
	改正・廃止の必要はない	見直しに関する規定の有無	
現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。		無	有効期限に関する規定の有無
		無	無